

(お知らせ)

令和7年3月

住宅防音事業の事務手続きにおける押印見直し及び一部オンライン化について

東北防衛局では、住宅防音事業に係る補助金の交付を行っています。

住宅防音事業の補助金交付に係る事務手続きにおいては、令和2年度から押印を省略することとなっています。

「住宅防音事業補助金交付申込書」を提出される際は、①登記事項証明書又は家屋所在証明書、②住民票（世帯全員記載のもの）（空気調和機器機能復旧工事及び防音建具機能復旧工事は不要）、③運転免許証等（運転免許証、マイナンバーカード（表面））の写しを提出していただくこととなります。（申込書提出時又は現地調査時に本人確認をする場合は必要ありません。）

また、皆様からの希望があれば、希望届や事務手続きの一部について、電子メールでやり取りすることが可能（ただし、希望届の提出以外の手続きについては、スキャナーが必要となります。）です。

本件に関し、ご質問等がある場合は下記問い合わせ先までご連絡願います。

【問い合わせ先】

東北防衛局企画部防音対策課

電話：022-297-8216